

全日本柔道連盟公認審判員規程

(目的)

第1条

この規程は、財団法人全日本柔道連盟(以下)「全柔連」という)の公認審判員(以下「審判員」という)の制度を定め、審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(審判員の名称及び資格)

第2条

1. 審判員の名称及び資格は、次の各号に掲げるとおりとし、全柔連がこれを認定する。
 - (1) Aライセンス審判員
全柔連が主催、又は主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者
 - (2) Bライセンス審判員
地区柔道連盟(連合会・協会)が主催し、又は主管する大会の審判員となる資格を有する者
 - (3) Cライセンス審判員
都道府県柔道連盟(協会)及びその加盟団体が主催し、又は主管する大会の審判員となる資格を有する者
2. 前項のほか、年齢満60歳以上で7段以上(女子にあっては5段以上)の者のうちから選考のうえ、顧問審判員を置く。

(管轄)

第3条

前条の審判員の管轄については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) Aライセンス審判員は、全柔連が管轄すること
- (2) Bライセンス審判員は、地区柔道連盟(連合会・協会)が管轄すること
- (3) Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟(協会)が管轄すること

(審判員の義務等)

第4条

- (1) 審判員は、指導者登録と合わせて審判員登録を毎年更新するものとする。
- (2) 審判員は、前条各号に定める管轄団体が主催する審判員研修会に少なくとも2年に1回は出席しなければならない。
- (3) 審判員は、各種の大会における自らの審判活動について、都道府県柔道連盟(協会)を經由して管轄する団体に届け出るものとする。

- (4) 前項及び第1項に係わる届け出は、管轄する団体から求められたとき、別紙様式により行うものとする。
- (5) 審判員の任期は4年とし、任期を終了した者については、審査のうえ更新することができる。
- (6) 審判員の定年は、満60歳とする。
- (7) 審判員の服装は、別に定める服装規定のとおりとする。
- (8) 審判員が、次の各号の一に該当する場合は、審判委員会は審判員の資格を停止し、又は、喪失させるものとする。
 - 特別の理由なく4年間試合の審判に携わらないとき
 - 更新手続きをしないとき
 - 審判員としての義務を怠ったとき
 - 審判員としてふさわしくない言動のあったとき
 - その他審判員として不適格と認められたとき

(試験)

第5条

審判員に関する試験は、別表のとおりとする。

(費用)

第6条

審判員に関する試験の受験料、ライセンス登録費(更新を含む)、講習会費は別表第2のとおりとし、その都度納付するものとする。

(審判の実施)

第7条

- (1) 全国大会の試合の審判は、全柔連の審判委員会において選考したAライセンス審判員が行う。
- (2) 全国大会のうち、実業団、大学、高等学校及び中学校等の全国大会の試合の審判は、前項の規程にかかわらず、原則として主催する団体において選考したAライセンス及びBライセンス審判員が行う。
ただし全柔連が前項に準じて審判員の一部を派遣することがある。
- (3) 全国大会を除く大会の試合の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。

附則

- 1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 . この改正規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

公認審判員規程別表 1

ライセンス 区分		A	B	C
(1) 受験資格	年齢	30歳以上満55歳まで	25歳以上	20歳以上
	柔道 経験	15年以上、6段以上 (女子は3段以上)	12年以上、4段以上 (女子は3段以上)	有段者
	審判 経験	「B」取得後3年以上の 審判経験を有し、指導者 登録した地区の推薦を受 けた者とする。	「C」取得後2年以上の 審判経験を有し、指導者 登録した都道府県より推 薦を受けた者とする。	都道府県において指導者 登録し、かつ講習会に出 席し、認可された者とす る。
(2) 試験方法	全柔連より指名された審 判委員会の選考審査委員 5名以上がこれにあた る。 全柔連主催の大会におい て審査する。試験は年1 回とする。	地区柔道連盟(連合会・ 協会)から選ばれた審査員 5名以上がこれにあた る。 地区柔道連盟(連合会・ 協会)が主催する講習会 に出席し、その主催する 試合において審査する。 試験は年1回とする。	都道府県における講習会 等に出席し、その地域に おいて審査する。	
(3) 試験内容	筆記及び実技によって審査を行う。筆記内容につい ては柔道についての知識・理解・規定の解釈及び審 判員の心得等について行う。			

平成14年4月1日施行